

子どもの虐待防止

子どもの虐待防止

子どもの虐待は、子どもの心や体に傷を与え、時には命に関わる深刻な問題です。親が「しつけ」と思っている、現実には子どもの心や体に傷つく行為であれば、それは「虐待」になります。令和2年4月から親が児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化されました。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて大台町全体で取り組む必要があります。

子どもの虐待とは

「そんなつもりはなかった・・・」と思っても、子ども自身が苦痛を受けたり、子どもに有害であれば「虐待」です。虐待された子どもは心に深い傷を負い、大人になってもその傷に苦しみ続けることもあります。また、虐待がエスカレートすれば、時には取り返しのつかない事態を招くこともあります。

▼身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、火傷を負わせる、溺れさせる等

▼性的虐待

性的いたずら、性的行為の強要等

▼心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの前でのDV等

▼養育の怠慢(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気でも病院に連れて行かない、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置する等

虐待を疑う子どもからのサイン

- ・親がいるとおびえた様子を見せる。または、親と不自然に密着している。
- ・衣服や体がいつも汚れている。
- ・いつも不自然な外傷があり、それに対する親の説明があいまい。
- ・季節にそぐわない服装をしている。
- ・表情が乏しく活気がない。
- ・攻撃的で威圧的な行動が目立つ。(友人に対する暴力や動物虐待等)